

議 序

日時：11月27日（木）PM2:30～ <庁議室>

【市長挨拶】

【協議事項】

- | | | |
|----|---|------|
| 1. | 太田市一般職の職員の給与に関する条例及び太田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について | 企画部長 |
| 2. | 市長等の給与に関する条例の一部改正について | 企画部長 |
| 3. | 太田市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について | 企画部長 |
| 4. | 太田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について | 企画部長 |

〔報告事項〕

- | | |
|--|----------|
| 1. 太田市役所本庁舎エレベーター（1～3号機）更新工事請負契約の
変更に係る専決処分について | 総務部長 |
| 2. 損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について | 文化スポーツ部長 |
| 3. 市営住宅家賃等滞納者に対する訴えの提起についての専決処分につ
いて | 都市政策部長 |
| 4. 太田市新田文化会館・総合体育館空調ほか改修工事請負契約の変更
に係る専決処分について | 文化スポーツ部長 |

【連絡事項】

- | | |
|---|----------|
| 1. 庁達について | 企画部長 |
| 2. 包括連携協定の締結について（日野自動車株式会社） | 企画部長 |
| 3. 包括連携協定の締結について（国立大学法人東京外国語大学） | 企画部長 |
| 4. 包括連携協定の締結について（株式会社S U B A R U 群馬製作所） | 企画部長 |
| 5. 「原子力災害における静岡県吉田町との広域避難に関する協定」締結について | 総務部長 |
| 6. 郵便局におけるマイナンバーカード申請支援業務の実施について | 市民生活部長 |
| 7. 令和8年度1%まちづくり事業の募集について | 地域振興部長 |
| 8. プロスポーツ選手による教室の開催について | 文化スポーツ部長 |
| 9. 太田市出身プロサッカー選手によるサッカー教室の開催について | 文化スポーツ部長 |
| 10. 令和7年度太田市社会福祉功労者表彰式について | 福祉こども部長 |
| 11. 令和7年度ひとり暮らし高齢者調査の結果について | 福祉こども部長 |
| 12. 太田市空き家通報フォームの運用開始について | 都市政策部長 |
| 13. 令和8年太田市消防出初め式について | 消防長 |

◆次回序議予定◆ 12月12日(金) AM9:00～<序議室> • 案件名報告：12月2日(火) PM5:00
• 資料提出：12月5日(金) PM5:00

●内 容 【 1. 協議事項 】

○公 開 【 1. 可 】

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

企画部長 氏名 中村 友精 内線2200



◇◇

【表題】

太田市一般職の職員の給与に関する条例及び太田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

【目的】

人事院は、国家公務員の給与について本年8月7日に勧告を行いました。地方公務員の給与改定は、国家公務員に準じて行われており、その原則を踏まえて、所要の改正を行うものです。

【概要】

1 一般職の給与改定関係

(1) 給料表（給料月額）の改定（公布の日より施行、令和7年4月1日適用）

行政職及び消防職給料表の全級全号級を引上げます。

区分	行政職	消防職
改定率	3. 17%	3. 38%
平均引上額	10,735円	11,664円

(2) 期末勤勉手当支給率の改定

<一般職>

期末手当及び勤勉手当の年間支給率をそれぞれ0.025月引上げ、合計の年間支給率を4.60月から4.65月へ引上げます。

一般職		6月期	12月期	年 間
令和7年度	期末手当	1. 2500 (1. 0500)	1. 2750 (1. 0750)	2. 5250 (2. 1250)
	勤勉手当	1. 0500 (1. 2500)	1. 0750 (1. 2750)	2. 1250 (2. 5250)
	合 計	2. 3000	2. 3500	4. 6500
令和8年度	期末手当	1. 2625 (1. 0625)	1. 2625 (1. 0625)	2. 5250 (2. 1250)
	勤勉手当	1. 0625 (1. 2625)	1. 0625 (1. 2625)	2. 1250 (2. 5250)
	合 計	2. 3250	2. 3250	4. 6500

() 内は課長職以上の職員の支給率

<再任用職員>

期末手当及び勤勉手当の年間支給率をそれぞれ0.025月引上げ、合計の年間支給率を2.400月から2.450月へ引上げます。

再任用職員		6月期	12月期	年間
令和7年度	期末手当	0.7000	0.7250	1.4250
	勤勉手当	0.5000	0.5250	1.0250
	合計	1.2000	1.2500	2.4500
令和8年度	期末手当	0.7125	0.7125	1.4250
	勤勉手当	0.5125	0.5125	1.0250
	合計	1.2250	1.2250	2.4500

(3) 通勤手当の改正

民間の支給状況等を踏まえ200円から7,100円までの幅で引上げを行います。

	現行	改正後
片道10キロメートル未満		現行通り
片道10キロメートル以上15キロメートル未満	7,100円	7,300円
片道15キロメートル以上20キロメートル未満	10,000円	10,400円
片道20キロメートル以上25キロメートル未満	12,900円	13,500円
片道25キロメートル以上30キロメートル未満	15,800円	16,600円
片道30キロメートル以上35キロメートル未満	18,700円	19,700円
片道35キロメートル以上40キロメートル未満	21,600円	22,800円
片道40キロメートル以上45キロメートル未満	24,400円	25,900円
片道45キロメートル以上50キロメートル未満	26,200円	29,100円
片道50キロメートル以上55キロメートル未満	28,000円	32,300円
片道55キロメートル以上60キロメートル未満	29,800円	35,500円
片道60キロメートル以上	31,600円	38,700円

2 特定期付職員の給与改定関係

一般職と併せて、特定定期付職員に係る給料表及び期末手当支給率の引上げを行います（該当者なし）。

3 その他

12月定例会に議案提出予定です。

【備考】

* 問い合わせ先 企画部 人事課 給与厚生係 内線2234 47-1961ダイヤルイン

- 内 容 【 1. 協議事項 】
 - 公 開 【 1. 可 】
 - 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

企画部長 氏名 中村 友精 内線2200

A decorative horizontal border consisting of a repeating pattern of diamond shapes.

【表題】

市長等の給与に関する条例の一部改正について

〔 目 的 〕

人事院の給与勧告は「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける国家公務員を対象としております。内閣総理大臣等の給与は「特別職の職員の給与に関する法律」の規定により支給され、期末手当等については「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける職員の例によることとされています。

つきましては、市長等の給与については国の例に準じていることから、人事院の給与勧告への対応を図るため、所要の改正を行うものです。

【概要】 期末手当支給率の改正

年間支給率を4.60月から4.65月へ引上げます。

	6月期	12月期	年間
令和7年度	2. 300	2. 350	4. 650
令和8年度	2. 325	2. 325	4. 650

2 その他

12月定例会に議案提出予定です。

【備考】

* 問い合わせ先 企画部 人事課 給与厚生係 内線2234 47-1961ダイヤルイン

- 内 容 【 1. 協議事項 】
 - 公 開 【 1. 可 】
 - 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

企画部長 氏名 中村 友精 内線2200

A decorative horizontal border consisting of a repeating pattern of diamond shapes.

【表題】

太田市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

〔 目 的 〕

人事院の給与勧告は「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける国家公務員を対象としております。国会議員の歳費は「国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律」の規定により支給され、期末手当については同法の規定で内閣総理大臣等の給与を規定する「特別職の職員の給与に関する法律」の例により「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける職員の例によることとされています。

つきましては、太田市議会の議員の議員報酬等については国の例に準じてることから、人事院の給与勧告への対応を図るため、所要の改正を行うものです。

【概要】期末手当支給率の改正

年間支給率を4.60月から4.65月へ引上げます。

	6月期	12月期	年間
令和7年度	2. 300	2. 350	4. 650
令和8年度	2. 325	2. 325	4. 650

3 その他

12月定例会に議案提出予定です。

〔備考〕

* 問い合せ先 企画部 人事課 給与厚生係 内線2234 47-1961ダイヤルイン

●內容【1. 協議事項】

○公 開 【 1. 可 】

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

企画部長 氏名 中村 友精 内線2200

【表題】

太田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

【 目 的 】

人事院は、国家公務員の給与について8月7日に勧告を行いました。本勧告は「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける国家公務員を対象としたものですが、地方公務員の給与改定は、国家公務員に準じて行われており、その原則を踏まえて、会計年度で任用されている非正規職員においても勧告に基づき給与改定を行うため、所要の改正を行うものです。

【概要】

1 期末勤勉手当支給率の改定

期末手当及び勤勉手当の年間支給率をそれぞれ0.025月引上げ、合計の年間支給率を4.60月から4.65月へ引上げます。

一般職		6月期	12月期	年間
令和7年度	期末手当	1. 2500	1. 2750	2. 5250
	勤勉手当	1. 0500	1. 0750	2. 1250
	合計	2. 3000	2. 3500	4. 6500
令和8年度	期末手当	1. 2625	1. 2625	2. 5250
	勤勉手当	1. 0625	1. 0625	2. 1250
	合計	2. 3250	2. 3250	4. 6500

2 その他 12月定例会に議案提出予定です。

【備考】

一般職給与条例の給料表改正に伴い、会計年度任用職員も全級全号級を引上げます。

区分	会計年度任用職員
改定率	6. 33%
平均引上額	11, 418円

11月 27日 庁議提出案件

資料No. 1

- 内 容 【 2. 報告事項 】
 - 公 開 【 1. 可 】
 - 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

総務部長 氏名 前原 郁 内線 (TEL) 2300

【表題】

太田市役所本庁舎エレベーター（1～3号機）更新工事請負契約の変更に係る専決処分について

〔 目 的 〕

令和6年9月9日議案第96号により議決を経た太田市役所本庁舎エレベーター（1～3号機）更新工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものです。

〔概要〕

- | | | |
|----|---------------|--|
| 1 | 履 行 名 称 | 太田市役所本庁舎エレベーター（1～3号機）更新工事 |
| 2 | 履 行 場 所 | 太田市浜町2番35地内 |
| 3 | 当 初 契 約 締 結 日 | 令和6年9月9日 |
| 4 | 現 契 約 金 額 | 286,000,000円 |
| 5 | 履 行 期 間 | 令和6年9月10日から令和8年1月31日 |
| 6 | 変 更 金 額 | 290,290,000円 |
| 7 | 増 減 額 | 4,290,000円（増額） |
| 8 | 請 負 者 | 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地16
三菱電機ビルソリューションズ(株)関越支社 支社長 立木 忠史 |
| 9 | 変 更 契 約 理 由 | <ul style="list-style-type: none">・工事着手後の詳細な現地調査により、エレベーターの機能維持に関する機械系機器の取替えが必要となったもの。・更新対象である巻上機の取替え工事における仮設資材取付に伴い、既存の柱梁の耐火被覆を一部撤去したため、復旧が必要となったもの。 |
| 10 | 専 決 処 分 日 | 令和7年11月13日 |
| 11 | そ の 他 | 地方自治法第180条第2項の規定により、令和7年12月委員会協議会に報告します。 |

〔備考〕

* 問い合わせ先 総務部管財課管財係 内線2383 47-1822 ダイヤルイン

●内 容 【 2. 報告事項 】

○公 開 【 1. 可 】

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

文化スポーツ部長 氏名 武藤 光幸 内線(TEL) 3600

【表題】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

(目 的)

公用車の運転中に発生した事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【概要】

1 公用車の運転中に発生した事故による損害賠償表

公用下の運転下で発生した事故による損害賠償表				
	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	過失割合	事故概要
1	令和7年11月14日	553,608円 (553,608円)	10割	令和7年8月28日、太田市飯塚町1059番地1付近の市道において、職員の運転する塵芥車（パッカー車）が東進中、前方を走行する相手方が所有し運転する乗用車に続いて丁字路を北東方向へ左折しようとした際に前方確認を怠り、一時停止した当該乗用車後方部に当該塵芥車の左前方部が衝突しこれを損傷させたことにより、その所有者である相手方に損害を与えたものです。

2 本件に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認しました。

なお、上記損害賠償の概要については、今回、物的損害に関してのみです。

3 損害賠償の支払いについては、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社にて対応しました。

4 その他地方自治法第180条第2項の規定により、令和7年12月委員会協議会あてに報告します。

〔備考〕

* 問い合わせ先 文化スポーツ部 スポーツ施設管理課 管理係

45-8118 (ダイヤルイン)

●内 容 【 2. 報告事項 】

○公 開 【 1. 可 】

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後】

都市政策部長 氏名 田村 克弘 内線 (TEL) 2800

【表題】

市営住宅家賃等滞納者に対する訴えの提起についての専決処分について

【目的】

滞納となっている市営住宅の家賃、駐車場の使用料及び共用部分使用料の支払並びに市営住宅及び駐車場の明け渡しについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものです。

【概要】

- 1 再三の催告にもかかわらず、納付に応じない滞納者に対し、滞納額の縮減と公平性の観点から滞納家賃等の支払と住宅明け渡しについて訴えを提起するものです。

2 訴訟対象件数 2件

No.	住宅	滞納金額 (合計)	住宅使用料(家賃)		駐車場使用料		共用部分使用料	
			滞納額	滞納月数	滞納額	滞納月数	滞納額	滞納月数
1	強戸	683,800 円	522,600 円	22 箇月	110,000 円	22 箇月	51,200 円	22 箇月
2	宝泉	500,600 円	427,100 円	23 箇月	58,900 円	24 箇月	14,600 円	23 箇月

※ 滞納金額は令和7年9月30日現在であり、提訴（和解）の際はその時点での金額を請求額とします。

- ### 3 専決処分日 令和7年10月22日

- 4 その他 令和7年12月委員会協議会にてに報告します。

【備考】

* 間い合わせ先 都市政策部建築住宅課住宅政策係 内線2752 47-1898ダイヤルイン

11月27日 庁議提出案件

資料No. 4

- 内 容 【 2. 報告事項 】
 - 公 開 【 1. 可 】
 - 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

文化スポーツ部長 氏名 武藤 光幸 内線 3600

【表題】

太田市新田文化会館・総合体育館空調ほか改修工事請負契約の変更に係る専決処分について

〔 目 的 〕

令和6年12月3日議案第139号により議決を経た太田市新田文化会館・総合体育館空調ほか改修工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものです。

〔概要〕

- | | |
|---------|--|
| 1 履行名称 | 太田市新田文化会館・総合体育館空調ほか改修工事 |
| 2 契約締結日 | (当初) 令和6年12月3日
(第1回変更) 令和7年1月14日
(第2回変更) 令和7年11月7日 |
| 3 履行期間 | 令和6年12月4日から令和8年1月15日 |
| 4 契約金額 | (当初)
総額 646,250,000円
(内消費税額 58,750,000円)
継続費に係る契約特則
支払限度額
令和6年度 58,311,000円
(内消費税額 5,301,000円)
令和7年度 587,939,000円
(内消費税額 53,449,000円)
(第1回変更)
総額 646,250,000円
(内消費税額 58,750,000円)
継続費に係る契約特則
支払限度額
令和6年度 56,265,000円
(内消費税額 5,115,000円) |

令和7年度 589,985,000円
(内消費税額 53,635,000円)

(第2回変更)

総額 651,035,000円
(内消費税額 59,185,000円)

継続費に係る契約特則

支払限度額

令和7年度 594,770,000円

(内消費税額 54,070,000円)

5 増 減 額 4,785,000円 (増額)

6 請 負 者 株式会社トーカイ 代表取締役 田中 光浩

7 変更契約理由 (第1回変更)

令和6年度中に実施すべき作業として設計図書に明示していた部分について、受注者と協議をした結果、令和6年度中に作業が完了させることができない項目が存在し、令和7年度分の作業とすることが妥当と判断した。ゆえに、施工計画の見直しを行い設計図書の修正が必要となったため変更を行う。

(第2回変更)

新設するマイクロコーチェネレーションシステムやGHP空調機は、発電能力を有しており、避難通路との離隔距離が收まり上、必要以上確保することが出来ないことが判明した。また天井改修の過程において、既設のスプリンクラーヘッドが障害となり施工できないことが分かり、併せて消防との協議を行った結果、離隔距離が確保出来ない部分には防火壁の新設と、スプリンクラーヘッドの交換が必要となったため、その他收まり上の変更と合わせて変更を行う。

8 専決処分日 令和7年11月7日

9 そ の 他 地方自治法第180条第2項の規定により、令和7年12月委員会協議会あてに報告します。

【備考】

* 問い合せ先 文化スポーツ部 文化課 新田藪塚文化係 外線 57-2222 ダイヤルイン

- 内 容 【 3. 連絡事項 】
 - 公 開 【 1. 可 】
 - 公開時期【 3. その他（庁議終了後） 】

企画部長 氏名 中村 友精 内線2200

【表題】

庁達について

【 目 的 】

年末年始を迎えるにあたり、職員に全体の奉仕者としての自覚を促し、綱紀粛正及び服務規律の確保を図るため庁達を発するものです。

【概要】

1 庁達の内容

- (1) 服務規律を確保すること
 - (2) 交通法規遵守（飲酒運転の禁止）及び交通事故防止のこと
 - (3) 公金等の管理に万全を期すること
 - (4) 健康管理に努めること

2 庄達文

次ページのとおり

3 示達日

令和7年12月1日

4 周知方法

12月1日に公開羅針盤V4掲示板に掲載するとともに、所属長から直接口頭にて職員に周知する。

【備考】

府 達 第 2 号
令和 7 年 1 月 2 日

部長、副部長、所属長 各位

市 長

職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について（府達）

年末年始を迎えるにあたって、職員は全体の奉仕者であることを自覚し、行政に対する市民の信頼を損なわないよう下記の事項に留意し、より一層の服務規律の確保を図られたい。

なお、所属長はこの旨を直接口頭にて職員に周知し、徹底されたい。

記

1 服務規律を確保すること

職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、法令遵守を徹底し、全力を挙げてこれに専念すること。

また、市民の信頼を損なう行為は厳に慎むこと。特に、業務上利害関係のある業者からの贈答品の受領などの行為は行わないこと。

2 交通法規遵守（飲酒運転の禁止）及び交通事故防止のこと

年末年始においては、交通事故が多発することから、より一層慎重な運転を心がけ、時間に余裕を持って行動するなど交通事故防止に努めること。また、自転車を含め、飲酒運転は絶対に行わないこと。

3 公金等の管理に万全を期すこと

公金、準公金の管理については、紛失、盜難等が起きないよう万全を期すること。特に、管理職員においては、あらためて事務執行の確認を行うとともに、適切な管理を徹底すること。また、休暇期間中の庁舎内外の管理及び火気、盜難等の防止にも万全を期すること。

4 健康管理に努めること

ワークライフバランスの実現のみならず、公務能率向上のためにも、健康管理に留意し、全力で公務に取り組めるよう自己管理すること。

11月27日 庁議提出案件

資料No. 2

- 内 容 【 3. 連絡事項 】
 - 公 開 【 1. 可 】
 - 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

企画部長 氏名 中村 友精 内線2200

【表題】

包括連携協定の締結について（日野自動車株式会社）

(目 的)

本市と日野自動車株式会社が、相互の連携を強化し、地域の一層の活性化及び市民サービスの向上を図るため、包括連携協定を締結したことを報告するもの。

【概要】

1 協定內容

- (1) 青少年のスポーツ振興、生涯スポーツの推進に関するこ
 - (2) 地域づくり・まちづくりの推進に関するこ
 - (3) 観光振興や産業振興など地域経済の発展に関するこ
 - (4) 住民との協働に関するこ
 - (5) 教育・文化の振興、生涯学習の推進に関するこ

2. 締結日 令和7年11月13日(木)

【備考】

* 問い合わせ先 企画部 企画政策課 企画政策係 内線2293 47-1892 ダイヤルイン

- 内 容 【 3. 連絡事項 】
 - 公 開 【 1. 可 】
 - 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

企画部長 氏名 中村 友精 内線2200

【表題】

包括連携協定の締結について（国立大学法人東京外国語大学）

〔 目 的 〕

本市と国立大学法人東京外国語大学が、相互の連携を強化し、将来を担う人材の育成及び地域社会の発展を図るため、包括連携協定を締結したことを報告するもの。

【概要】

1. 協定內容

- (1) 多文化共生に関すること
 - (2) 教育・生涯学習に関すること
 - (3) 人的交流・人材育成に関すること
 - (4) 地域課題の解決とコミュニティの活性化に関すること
 - (5) 前各号に掲げる事項に係る情報発信に関すること

2. 締結日 令和7年11月21日(金)

【備考】

* 問い合わせ先 企画部 企画政策課 企画政策係 内線2293 47-1892 ダイヤルイン

- 内 容 【 3. 連絡事項 】
 - 公 開 【 1. 可 】
 - 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

企画部長 氏名 中村 友精 内線2200

【表題】

包括連携協定の締結について（株式会社SUBARU 群馬製作所）

〔 目 的 〕

本市と株式会社SUBARU群馬製作所が、相互の連携を強化し、地域の一層の活性化及び市民サービスの向上を図るため、包括連携協定を締結することを報告するもの。

【概要】

1 協定內容

- (1) スポーツ振興に関すること
 - (2) ダイバーシティの推進に関すること
 - (3) 災害時における支援に関すること
 - (4) 交通安全に関すること
 - (5) 交通渋滞の緩和に関すること
 - (6) 電動車の普及に関すること
 - (7) モノづくり人財の育成に関すること
 - (8) 相互のPRに関すること

2. 締結予定日 令和7年12月8日（月）

【備考】

* 問い合わせ先 企画部 企画政策課 企画政策係 内線2293 47-1892 ダイヤルイン

- 内 容 【 3. 連絡事項 】
 - 公 開 【 1. 可 】
 - 公開時期【 1. 庁議後 】

総務部長 氏名 前原 郁 内線 (TEL) 2300

【表題】

「原子力災害における静岡県吉田町との広域避難に関する協定」締結について

(目 的)

太田市と静岡県吉田町は、同県御前崎市の浜岡原子力発電所において原子力災害が発生、または発生するおそれがあった場合に、吉田町民が本県への広域避難を円滑に実施するための協定を締結します。

この協定は、国と静岡県及び群馬県の支援の下に作成した「吉田町原子力災害広域避難計画」に基づき締結されるもので、太田市のほかに前橋市、伊勢崎市、桐生市、みどり市を広域避難先として指定しています。

【概要】

- 1 協定締結日 令和7年12月1日（月）予定

2 協定内容

 - ・避難所及び避難経由所(八王子山公園駐車場)の開設
 - ・吉田町からの避難者の受け入れ
 - ・吉田町による運営体制が整うまでの避難所等の運営及びそれに付随する業務の実施

3 静岡県吉田町の概要

面積：20.73平方キロメートル

人口：28,794人(12,489世帯)令和7年10月末現在

4 群馬県内の受入計画

前橋市	・・・	吉田町住吉地区	(4, 290世帯)
伊勢崎市	・・・	" 川尻地区	(2, 713世帯)
桐生市	・・・	" 片岡地区西町・下町	(1, 562世帯)
みどり市	・・・	" 東町	(718世帯)
太田市	・・・	" 神戸・大幡地区	(3, 206世帯)

〔備考〕

* 問い合わせ先 総務部 危機管理室 危機管理係 内線3451 47-1916 ダイヤルイン

11月27日 庁議提出案件

資料No. 6

- 内 容 【 3. 連絡事項 】
 - 公 開 【 1. 可 】
 - 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

市民生活部長 氏名 山影 正敏 内線2400

【表題】

郵便局におけるマイナンバーカード申請支援業務の実施について

【 目 的 】

個人番号カード交付申請書の作成支援を必要としている市民を対象に、市内お近くの郵便局で支援を行うことにより、市民の利便性向上及び来庁者の分散による本庁窓口の混雑緩和を図るもので。

【概要】

- 1 支援内容 顔写真撮影（無料）、申請書作成支援

2 開始日 令和8年2月2日（月）から

3 取扱郵便局 太田市内全21局

4 業務時間 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時（郵便局窓口営業時間）

【備考】

- * 問い合わせ先 市民生活部 市民課 マイナンバーカード係
内線2417 ダイヤルイン47-1861

- 内 容 【 3. 連絡事項 】
 - 公 開 【 1. 可 】
 - 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

地域振興部長 氏名 柳 勝 内線3500

【表題】

令和8年度 1%まちづくり事業の募集について

〔 目 的 〕

1%まちづくり事業は、市民の参画と協働のまちづくりを実践するもので、市民の自発的なまちづくり活動を支援し、地域コミュニティの活性化を目的としています。

令和8年度の事業について、地域・各種団体から広く募集を行うものです。

〔概要〕

- 1 募集期間 第1次募集 令和8年1月13日(火)～2月16日(月)
第2次募集 令和8年2月17日(火)～4月15日(水)
※第3次募集以降は12月まで毎月15日締切で募集を行います。
※15日が土・日・祝日の場合は前(々)日の金曜日が締切

2 対象事業 地域を活性化させる事業、地域内の交流が図れる事業、地域コミュニティの醸成を図る事業、地域の特色を出すことができる事業など
※次の事業は対象外
宗教・政治・営利活動を目的とした事業、単に委託するだけの事業、住民の労力提供がない事業、物を買うだけの事業など

3 周知方法 採択基準の変更を含め、以下の方法により周知
 - ・成果発表会（12月13日(土)開催）の配布資料に掲載
 - ・広報おおた（1月1日号）、市ホームページ及びSNSに掲載
 - ・プレスリリース
 - ・事業実施団体に案内
 - ・区長・区長代理に案内（1月開催の区長会）
 - ・行政センターにポスター掲示

4 その他 LoGoフォームによる事業計画書の電子申請受付を開始します。

【備考】

*問い合わせ先 地域振興部 地域総務課 地域コミュニティ係 内線3612 47-1923ダ・ヤルイン

- 内 容 【 3. 連絡事項 】
 - 公 開 【 1. 可 】
 - 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

文化スポーツ部長 氏名 武藤 光幸 内線3600

【表題】

プロスポーツ選手による教室の開催について

(目 的)

プロスポーツ選手から高い技術を学び、競技との向き合い方に触れることで、子どもたちが夢や目標を持ち続けられる環境を提供することを目的とするものです。

〔概要〕

- 岡島豪郎プロ野球教室

1 日 時 令和7年12月20日（土） 9時30分～12時30分

2 会 場 太田市運動公園野球場【雨天時は太田市民体育館】

3 講 師 岡島 豪郎 選手（東北楽天ゴールデンイーグルス）
田中 貴也 選手（東北楽天ゴールデンイーグルス）
村林 一輝 選手（東北楽天ゴールデンイーグルス）
西口 直人 選手（東北楽天ゴールデンイーグルス）

4 対 象 太田市内軟式野球部及び硬式野球チームに所属する中学生

5 定 員 120名程度

6 申 込 チーム等からの推薦による

〔備考〕

* 問い合わせ先 文化スポーツ部 スポーツ振興課 スポーツ係 外線 60-4123

- 内 容 【 3. 連絡事項 】
 - 公 開 【 1. 可 】
 - 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

文化スポーツ部長 氏名 武藤 光幸 内線（TEL）3600

【表題】

太田市出身プロサッカー選手によるサッカー教室の開催について

〔 目 的 〕

太田市出身のプロサッカー（Jリーグ）で活躍しているトップアスリートと身近にふれ合い、指導を受けることで子どもたちの技術力やモチベーションの向上を図ることを目的とするものです。

【概要】

- 1 日 時 令和7年12月24日（水）9時00分～12時00分
2 会 場 太田市第2サッカー・ラグビー場【雨天時は中止】
3 講 師 鈴木 武蔵 選手（横浜F C：北中出身）
田中 宏武 選手（北海道コンサドーレ札幌：尾島中出身）
田中 渉 選手（モンテディオ山形：尾島中出身）
天笠 泰輝 選手（大分トリニータ：城西中出身）
4 対 象 太田市内サッカーチーム、スポーツ学校ジュニアサッカーチームの小学4年生
から小学6年生及びスポーツ学校女子サッカーチーム
5 定 員 200名程度
6 申 込 各チーム代表者からメールで申し込み

【備考】

* 問い合わせ先 文化スポーツ部 スポーツ学校担当 強化育成係 45-8117

- 内 容 【 3. 連絡事項 】
 - 公 開 【 1. 可 】
 - 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

福祉こども 部長 氏名 富田 智幸 内線（TEL）2500

【表題】

令和7年度 太田市社会福祉功労者表彰式について

【目的】

多年にわたり社会福祉の発展に功績のあった方々を表彰し、感謝の意を表すため、開催いたします。

【概要】

1. 日 時 令和8年1月21日（水）午後2時00分～午後3時20分

2. 場 所 太田市民会館 スタジオ

3. 主 催 太田市・太田市社会福祉協議会

4. 内 容 式典 表彰状及び感謝状の贈呈

5. 参加者 来賓、被表彰者

※昨年度まで太田市社会福祉大会として開催をしていた事業になります。

【備考】

* 問い合わせ先 太田市社会福祉協議会 企画総務係 46-6208

●内 容 【 3. 連絡事項 】

○公 開 【 1. 可 】

○公開時期【 1. 庁議後 】

福祉こども部長 氏名 富田 智幸 内線 (2500)

【表題】

令和7年度ひとり暮らし高齢者調査の結果について

(目 的)

ひとり暮らし高齢者の実態を把握し、今後の高齢者保健福祉対策等の基礎資料とするため。

【概要】

1：対象者 市内に居住する70歳以上（昭和30年6月2日以前生まれ）のひとり暮らし高齢者

*調査時点で、病院入院者・介護施設等の長期入所者は対象外

※同一敷地内に住んでいても、家族と入浴・食事等の生活が別の場合も調査対象

2 : 基準日 令和7年6月1日現在

3：調查結果 6,304人（前年比+136人）

*住基上の70歳以上ひとり暮らし高齢者の数字とは異なります。

■ 地区別

地区	太田	九合	沢野	峯川	鳥之郷	強戸	休泊	宝泉	毛里田
男	132	244	205	212	104	109	110	299	130
女	290	492	413	489	243	151	180	510	181
計	422	736	618	701	347	260	290	809	311

地区	尾島	木崎	生品	綿打	藪塚東	藪塚西	合計
男	166	112	74	98	86	111	2,192
女	295	208	143	189	147	181	4,112
計	461	320	217	287	233	292	6,304

■年齢別

年齢	70～74	75～79	80～84	85～89	90以上	合計
男	715	730	416	231	100	2,192
女	826	1,165	1,107	716	298	4,112
計	1,541	1,895	1,523	947	398	6,304

■過去の推移

調査年	29年	30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
人 数	4,552	4,849	5,198	未実施	5,489	5,939	6,122	6,168

〔備考〕

* 問い合わせ先 福祉こども部 長寿あんしん課 いきがい推進係 内線2541

- 内 容 【 3. 連絡事項 】
 - 公 開 【 1. 可 】
 - 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

都市政策部長 氏名 田村 克弘 内線 (TEL) 2800

【表題】

太田市空き家通報フォームの運用開始について

〔 目 的 〕

適正に管理されていない放置されている空き家の情報を、市民等から提供をしていただき、所有者を調査し適正な管理を促すため「空き家通報フォーム」を開始するものです。

今まで電話やメール、窓口にて空き家の情報提供を受けていたものに加え、市民がより通報しやすいようデジタル化を取り入れるもので

【概要】

1. 運用開始日 令和8年1月5日（月）

2. 通報の方法 太田市LINE公式アカウントメニューの「道路と空家の通報」のマークをタップし「空き家に関する通報」を選択。通報フォームにて必要項目を入力して送信する。

その他、太田市ホームページのまちづくり推進課「空き家の通報フォーム」からも送信できます。

【備考】

* 問い合わせ先

都市政策部 まちづくり推進課 空家対策係 内線2823 47-1843 ダイアルイン

11月27日 庁議提出案件

資料No. 1 3

●内 容 【 2. 連絡事項 】

○公 開 【 1. 可 】

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後】

消防本部 消防長 小島 一也 TEL 33-0200

【表題】

令和8年太田市消防出初め式について

【 目 的 】

市民の安全安心の確保のため、年頭にあたり、消防職団員の士気の高揚及び職務遂行への決意を新たにするとともに、女性防火クラブの火災予防の確認と併せて市民に消防思想の普及を図ることを目的とします。

【概要】

1 日 時 令和8年1月17日（土）午前9時30分より

2 場 所 太田市民会館（ホール）※屋内開催

3 参加者 消防職員、消防団員、女性防火クラブ員

特別参加：太田薫伝統文化保存会

合計500名程度

4 行事内容 (1) 市長式辭

(2) 表彰

(3) 来賓祝辭

(4) 消防長訓示

(5) 新年決意表明

(6) 消防職員意見發表

(7) 太田市消防団ラッパ隊演奏

(8) 特別演技 太田薺伝統文化保存会「木遣り」

5 招待者 国会議員、県知事、県議会議員、市議会議員、区長、関係団体の長、他

〔備考〕

* 問い合わせ先 消防本部 消防総務課 総務係 電話 33-0200